



# <児童虐待対応>

## 保育所・幼稚園

### 緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※1)

(土・日・祝日) 音声案内 ※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

### 緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急性の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

## ○ 機関別対応の流れ

### 保育所・幼稚園の関わりのポイント

育児負担軽減のための相談  
親同士が話し合える交流の場の提供  
こころのケア（虐待者、被虐待児）  
子どもが安心して生活できる環境作り  
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携  
家庭訪問

#### 気づきから通告まで

日々の保育の中で、行動観察から気にかかることが見られたら、単なる育児不安、育児疲れによるものか、他の因子によるものか考えてみます。子どもの様子が何かおかしいと疑ったら、できる範囲で情報収集をし、緊急性の判断をし、緊急性がある場合には児童相談所に相談・通告します。また、緊急性がなくても虐待の疑いがあったり、虐待に発展する心配のある事例については各区役所社会福祉課に相談・報告をし、虐待が顕在化する前に援助の手だてを考えるようにします。さらに、他の機関協力が必要であると判断した場合には、各区役所社会福祉課・児童相談所に相談・通告をして下さい。

保育所などでは子どもの健康状態を記録しておくことで虐待の早期発見に結びつくことがあります。虐待が疑わしい場合は園医に相談することも大事です。

#### 保護者・子どもへの接し方

初期の保護者への対応の仕方として、育て方の是非には触れず、子育ての応援をするつもりで、話のきっかけを作ります。励ましたり、批判したりしないで、子育ての相談をする形で話を進めていきます。子どもの情緒が不安定な時や、子どもの側に育てにくさがある場合は、専門医療機関、福祉事務所（各区役所社会福祉課内）、保健センター、児童相談所への相談を保護者に勧めてみる方法もあります。担任に限らず、園長や主任など保護者との関係の良い人がさりげなく話しをするなど、園全体で援助をする体制を作りましょう。

保育所、幼稚園は、子育ての援助を行うことで保護者にとって頼れる場になる一方で、子育てを非難されていると感じた保護者が攻撃の矛先を向ける場にもなります。保護者が否定的な感情をぶつけてくることを理解し、無理強いをせず、辛抱強い関わりが必要です。

子どもへの虐待の影響を最小限にするために、子どもに対しても受容的な関わりが大切です。担任だけでなく、職員の誰もが子どもへの声かけを行い、愛されているという実感を持てるような関わりが大切です。

このように保育所、幼稚園は子どもと保護者を守る役割があります。保護者と関係が悪くなり、親子が家の中に引きこもってしまうと、援助が難しくなり、危険性が高まります。保育所、幼稚園に子どもが通い続けることができる状況を確保しておくことが何より大切です。